

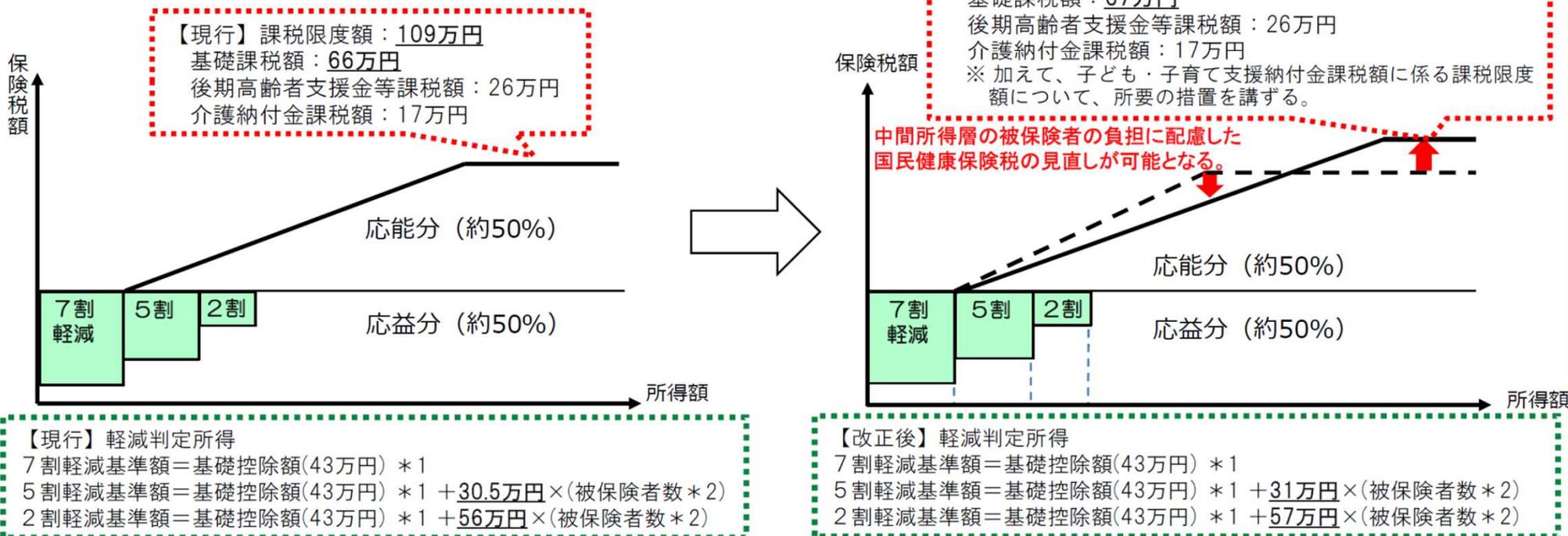
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

2 制度の内容



*1 給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)
 *2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から 後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

別紙

第1 国民健康保険制度の改正関係

都道府県及び市町村における令和8年度国民健康保険特別会計
予算編成に当たっての留意事項について

国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、都道府県における国民健康保険特別会計(以下「国保特会」という。)予算編成に当たっての留意事項を作成したので次の事項に留意のうえ、適切な額を計上し、編成されたい。

また、都道府県におかれては、市町村(特別区及び国民健康保険の広域連合を含む。以下同じ。)における予算編成の留意事項について周知のうえ、適切な額を計上し、編成されるよう貴管内の市町村に対し、助言をお願いします。

予算編成に当たり、診療費の推計等については、第1-1表～第7表の各種推計表を参照されたい。また、推計に用いる係数については、別紙1、別紙2の各種諸係数及び別途通知する「令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について(通知)」(以下「確定係数通知」という。)により示された数値(以下「諸係数等」という。)を活用されたい。

なお、調整交付金など実際の交付額は予算見込額と異なることにも留意されたい。

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、次のような改正等が検討されているので、予算編成等に適切に対処されるようご承知いただきたい。

- 1 国民健康保険料(税)の基礎賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額については、現行の66万円から67万円に1万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額については、現行の26万円、介護納付金賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額は現行の17万円を据え置きとし、令和8年度から施行される子ども・子育て支援納付金賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額を3万円とする。
- 2 国民健康保険料(税)の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の30.5万円から31万円に5千円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の56万円から57万円に1万円引き上げることとする。